

平成25年2月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成25年2月18日〔月曜日〕 午前9時00分 開会

2. 開催場所 市役所4階 403会議室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	日笠山 隆
//	5 番	長田 實美
//	6 番	白河 澄雄
//	7 番	古田 洋美
//	8 番	浦口 幸夫
//	9 番	脇田 峰生
//	10 番	石寺 政和
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	下園 茂
//	13 番	南 重徳
//	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 農地法第5条に係る許可申請について

議案第4号 あっせんについて

議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

議案第6号 委員辞職の同意を求める件について

6. その他

平成25年3月行事予定表について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 神崎 辰秀

農地振興係長 原田 和徳

事務局 皆さん、お早うございます。ただ今から、平成25年2月の定例総会を開催させていただきます。はじめに、日高会長よりごあいさつをお願いいたします。

日高会長 皆様、おはようございます。暦の上では春到来ということではありますが、本日は、大変荒れた天気になりました。サトウキビにつきましては、4月12日までの操業ということが決まったようです。今年も不作ということ、先ほどお伺いいたしますと、反収におきまして、下方修正があったと聞いております。是非、25年産におきましては、生産農家の努力によりまして、6t以上7tを期待したいところであり、水稲の播種期を迎え多忙な日々になり、また、木の芽流しに入ると天候は多難となります。お互い健康には充分留意して頑張っていきたいものだと思います。

なお、今月は、15日に現地調査を行っております。2号議案、3号議案につきましては、調査委員長並びに調査委員の方は丁寧な説明方よろしく申し上げます。それでは、ただ今から、2月定例会を開催致したいと思っております。

事務局 それでは、西之表市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の議事進行は、日高会長をお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。西之表市農業委員会規則第10条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 それでは、本日の議事録署名者を指名いたします。3番の橋口委員と 5番の長田委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の神崎氏と原田氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明させていただきます。資料は、1ページをご覧ください。

今月は、所有権の移転が5件、賃貸借権の設定が3件で、合計8件の申請になります。

まず、1ページの番号1番についてであります。これは榕城、平田地区にある台帳・現況地目、田1筆、面積1,596㎡と牧之峯地区のある台帳・現況地目、畑4筆、面積11,506㎡の土地であります。親から子への贈与により、所有権移転しようとするものであります。

その下の番号2番につきましては、榕城、平田地区にある土地であります。台帳地目は畑と山林で、現況地目は畑の3筆を、贈与により所有権移転しようとするものであります。

その次ぎの番号3番であります。これは平田の土地であります。台帳・現況地目、畑2筆を、贈与により所有権移転しようとするものであります。

番号4番であります。岳之田地区の土地であります。台帳地目・山林、現況地目・畑、1筆、面積3,000㎡を、5年間賃借しようとするものであります。賃借料は、10a当り10,000円です。

次に2ページをお願いします。番号5番についてであります。これは、小牧野の土地であります。台帳・現況地目、畑3筆、面積6,498㎡を、5年間賃借しようとするものであります。賃借料は、10a当り10,000円です。

その下の番号6番であります。これは、新潟市にお住まいの方の畑であります。下西、池野地区にある畑2筆、面積189㎡を、贈与により所有権移転するものです。

その次の番号7番であります。これは、安城の土地で、台帳・現況地目、畑1筆を、売買により所有権移転しようとするものであります。金額は、10a当り95,000円です。

その下の8番であります。これは、埼玉県熊谷市にお住まいの方の畑であります。下西、上石寺地区にある畑1筆、面積991㎡を、5年間賃借しようとするものであります。金額は、全体を、年間20,000円です。

以上、本件の番号1番から番号8番までは、【農地法第3条第2項、各号】には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上で、議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明に関連して、それぞれ担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明を求めます。

13 番 13番。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号3番につきまして、先日、現地調査を実施いたしましたので、ご報告させていただきます。

まず、番号1番につきましては、先程、事務局からご説明があった通りであります。田の、字野開の1筆、1,596㎡は、場所は平田地区になります。畑の4筆は牧之峯地区で、面積は11,506㎡、田との合計面積は、13,102㎡になります。この5筆につきましては、親から子への贈与でありまして、贈与を受ける方は、1年前、Uターンをされた方です。色々、調査いたしました。機械は耕耘機が2台ほどありまして、すでにきれいに耕されておりました。安納芋を作りたいとのことでありました。以前、農業の経験はあるようでして、澱粉芋を出郷前は作っていたということでありました。労働力は、本人と奥さんの二人ということでありました。

次の、番号2番につきましては、これも親から娘さんへの贈与であります。畑3筆で、うち2筆の台帳地目は山林となっておりますが、昨年、開畑されまして、作付は、娘さんに任せているものであります。この娘さんは機械は持っておられません、機械作業は、すべて管理センターに委託されておまして、労働力については、雇用により安納芋を作っているとのことでありました。この件につきましても、機械は所有しておられないわけですが、雇用の労働力と合わせまして、問題はないのではないか判断いたしました。

その下の、番号3番につきましては、この方は、譲渡人の奥さんと、譲受人のお母さんが、姉妹ということで、そういった形で、贈与となったものです。

字源太郎の畑、1筆につきましては、現在も耕作されておりましたが、もう1筆の字上長小田の畑につきましては、耕作道路がなく他の方の畑を通らないと着けない場所がありました。現在、竹が走ってきており、荒れておりました。鹿の被害等も進んでいるのではないかとと思われる場所でもあります。昨日は、譲渡人の息子さんと譲受人とも立ち会いましたが、現在では、耕作条件は、厳しくなっていると思われます。以上、上長小田にはちょっと問題も見受けられましたが、申請には相違はありませんでした。

3 番 はい、3番です。番号4番と、2ページの番号5番につきまして、ご報告させていただきます。

先ず、番号4番についてであります。この申請地につきましては、去年は、建設会社の役員の方が借りて、安納芋を栽培したところであります。場所が岳之田集落の山の中にありまして、たいへんな鹿の被害にあわれたそうです。鹿の被害対策も十分ではなかったのでしょうか、今年は作らないということで、土地を返還することになったものです。そこで、この際、同じ岳之田集落の建設会社に勤務している従業員の方が借りて、同じく安納芋を作るということになったものです。譲受人の奥さんは、もともと農業をされている方で、建設会社勤務の夫の方も、休日には農業を手伝っておまして、鹿の被害対策もしっかりやれる方だと考えております。特に、問題はないものと思っております。

続きまして、5番につきましてご報告させていただきます。2ページをお開きください。この農地は、小牧野地区にある畑3筆で、台帳面積は、6,498㎡となっております。しかし、以前、畑を借りて澱粉用甘藷を作ったところ、植栽の面積は50aもないということでした。確かに、M字型になったいびつな畑で、昨日、貸人、借人双方とも連絡を取っております。甘藷を植え、作付してみれば大体分かるわけですから、耕作面積についてはその5月時点で決まってくるものと思います。以上、申請については、問題はないものと考えております。

10 番 はい、10番です。番号6番と番号8番につきまして、お答えいたします。まず、番号6番につきましては、2月13日、譲受人立会いの下、現地調査を実施いたしました。譲渡人の親と、譲受人は、兄弟に当たります。名前が違いますが、譲受人が、養子に入っております。所在地番上は、2筆であります。現況は1筆となっております。無償所有権移転ということでもあります。現況は、畑であります。ネピア等雑草が生い茂り、少し手を入れなければ作付できない状態です。手入れした後は、安納芋を植え付けたいということでもあります。

続きまして、番号8番について、ご説明いたします。これにつきましても、同じく、譲受人立会いの下に、現地調査を実施しております。譲渡人は現在、埼玉県の方に出稼ぎに出ておまして、家には、現在、母親と妹が住んでおられますが、母親は寝たきりで、妹も農業をできる状況にはありません。譲受人は、ウコン栽培農家ですが、ウコンもいま低調ということで、安納芋に転換を図っている状況であります。

この台帳面積は991㎡ですが、現況は1500㎡くらいはありまして、そういうことから、年間20,000円で借用して、安納芋を栽培したいとのことでもあります。特に、問題はないものと判断しております。ご審議方、よろしくお願いたします。

5 番 はい、5番です。番号7番につきまして、先日、現地調査を実施しておりますので、ご報告させていただきます。これにつきましては、譲受人が77歳とたいへん高齢であるということで現地に行きましたが、譲渡人の方が、譲受人の畑付近の一带の土地を造成するというので、その換地として、譲渡人所有の土地を売買するものです。土地の価値は以前よりも高くなっているわけですが、その造成費用との差額分、先程、事務局から説明がありました、10a当り95,000円で、譲渡するものです。現在、この畑は、清水園芸さんに貸して、フリージアを植えているところですが、フリージアの後は、甘藷を作り、甘藷の後は、サトウキビを植えるとのことでした。年齢的には77歳と高齢ではありましたが、農業生産意欲も高く元気な方でありましたので、この取得につきましては、問題はないものと判断しております。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今、番号1番から番号8番まで、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。それでは、質疑に入ります。皆さんのご意見を求めます。ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。
【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号8番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号8番について、原案どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、第2号議案の「非農地証明願いについて」を議題といたします。なお、これにつきましては、先日、15日に、現地調査が行われております。調査委員の皆様には、大変ご苦労様でした。それでは、調査委員長の報告をお願いいたします。

事務局 はい、議長。調査委員長の報告の前に、今朝ほど、申請人の方が見えられ、番号1番につきまして、保留したいとのことで、来月以降、再提出するというので、よろしくをお願いいたします。字図の位置関係が現状と違う形となっている感じが、境界、所有関係についてもう一度、よく調査してみたいとのことでした。

6 番 はい、6番です。自分の担当している地域でありますので、ご説明いたします。これは以前、委員で調査した喜志ヶ崎灯台付近にある土地になります。面積的には、571㎡という狭い土地になりますが、もともと、親兄弟、親類の土地でまとまっているもので、そのほとんどが荒れてしまっていて、境界、所有が不明になっている分があるものですから、そのあたりも含めてのことだと思えます。年齢的にはかなり高齢ですが、しかし、しっかりした方でありまして、今、西之表の方に在住しております。今までもよく電話で連絡をいただいておりますが、娘さんが今朝ほど見えられまして、本人が納得した形で申請する方がよいという理由で、今回、保留となったものです。よろしくをお願いいたします。

議長 はい、それでは、第2号議案「非農地証明願いについて」の番号1につきまして、保留ということで、調査の後、再提出するというのであります。それでは、番号2番について、調査委員長の報告を求めます。

14 番 はい、14番です。先日の15日に、私と1番、小倉委員、事務局より局長代理、中野主査計4名と、地区担当委員並びに申請人の立会いの下、現地調査を実施いたしましたので、第2号議案の「非農地証明願いについて」の番号2番について、ご報告いたします。

申請人は、安納地域にお住いの方であります。申請地の状況は、所在は、安納字上園という場所です。台帳地目・畑、現況地目・雑種地となっております。この雑種地といいますのは、現地は、この方の家の庭みたいのところであり、昔は、畑であったらうと思われそうですが、現在は、果物等が植えられておりまして、また、その下には、肥やし等の資材等も置かれたりして、これからまた農地として復元するには、かなりの労力、機械も入れなければならないことから、調査委員相互の話し合いにより、非農地として認めてもよいのではないかとのお話になりました。以上、委員の皆様のご審議方、よろしくをお願いいたします。

4 番 (議長) はい、番号2番につきましては、私の担当区域でありますので、私の方から、ご説明させていただきます。ただ今の調査委員長のご報告にもありました通り、番号2番につきましては、この方の、自宅前の農地でありまして、申請理由にもあります通り、昭和55年頃より耕作せず、雑種地となっているというものであります。この方の両親がご健在のころは、自家用野菜畑となっておりましたが、お父さんが亡くなられ、お母さんもかなり高齢ということで、調査委員長の報告のとおり、柿の木や蜜柑の木が植えられ、肥料等の資材も置かれたりと、非農地状態になっておるものであります。以上です。

議長 はい、それでは、第2号議案の「非農地証明願いについて」の番号2番につきまして、ただ今、調査委員長並びに担当委員から詳しいご説明がございました。これより審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。【異議なしの声あり】

議長 はい、ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。第2号議案の「非農地証明願いについて」の番号2番につきまして、原案のとおり非農地として承認し、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、第2号議案の「非農地証明願いについて」の番号2番につきましては、原案のとおり非農地として承認し、決定することにいたします。

議長 続きまして、第3号議案の「農地法第5条に係る許可申請について」を議題といたします。

今月の「農地法第5条に係る許可申請について」は、1件の申請であります。先ず、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第3号議案「農地法第5条に係る許可申請について」ご説明いたします。資料は、5ページをお開き下さい。今月の5条申請は、一般住宅建築に係る転用申請の1件であります。

番号1番につきましては、場所は、下石寺の土地でありまして、字下石寺、地番・〇〇〇番地の1筆、台帳・現況地目は、畑。面積492㎡を自己住宅を建築するための申請であります。

土地の条件は、農振農用地区域外で、10haの広がりのない農地であり、第2種農地と判断されます。また、融資証明書、被害に関する誓約書等も提出されていることから転用につきましては、問題ないと判断されます。委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただ今、事務局から第3号議案「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番について、詳しい説明がありました。なお、この案件につきましても、先日、現地調査が行われております。それでは、調査委員長の説明を求めます。

14 番 はい、14番です。前件同様に、15日に現地調査を致実施いたしましたので、第3号議案「農地法第5条に係る許可申請について」、ご報告いたします。

番号1番につきましては、先程、事務局よりご説明があった通りであります。譲渡人、譲受人ともに下西地域の下石寺地区にお住いの方で、譲受人は譲渡人の娘婿の關係になります。申請地は、西之表字下石寺〇〇〇番、台帳・現況地目ともに畑であります。面積は、492㎡。

転用理由といたしましては、現在、借家住まいで、自己住宅を建築したいというものであります。土地の条件としましては、農用地区域外の農地で、事務局の方からも転用には問題はないとの見解であります。現地は、水道も完備し、排水につきましても、道路の方に側溝がついておりまして、問題はないものと判断をいたしました。それから、家の建築面積は、40坪程度の建物で、倉庫が15坪程のものと本人からお聞きいたしました。以上、委員の皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、調査委員長の方から、第3号議案「農地法第5条に係る許可申請」の番号1番につきまして、ご説明がございましたが、担当委員の方からも、補足説明があればお願いいたします。

10 番 はい、10番です。譲受人は、現在、妻の親の家を借りて住んでいるところですが、自分で1戸建て住宅を建築したいということで、土地については、妻の親からの無償提供ということで、申請をしているところであります。農振農用地区域外ということで、また、側溝等も整備されており、転用につきましては、問題はないものと判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今、調査委員長並びに担当委員から「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、詳しいご説明がございました。それでは、審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。【異議なしの声あり】

　ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番につきまして、原案のとおり承認し、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

　それでは、全員賛成ですので、「農地法第5条に係る許可申請について」の番号1番につきましては、原案のとおり許可相当として意見を、県農業会議に送付することに決定いたします。

　それでは、続きまして、第4号議案の「あっせんについて」を議題といたします。今月の「あっせん申出」は、「買いたい」という申し出が1件であります。先ず、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　はい、それでは、第4号議案「あっせんについて」ご説明いたします。6ページをお開きください。今月の「あっせん申出」は、「買いたい」という申し出が1件であります。

　場所は横山で、字中松野〇〇〇番と、同所同字〇〇〇番の2筆で、台帳・現況地目とも畑、面積は785㎡を買いたいと言う申し出であります。買い手が認定農家であるため、決定されれば農業委員会で所有権移転登記を行います。

　場所は、上西地域でありますので、地区担当委員の9番、脇田委員と、あっせん申し出者が安納地域の方で、最初にあっせんの相談を受けました同地域担当委員の4番委員、日高会長にお願いしたいと思っております。連絡先は、上欄に書いてありますので、どうぞよろしくお願ひします。なお、字図等は、後で、事務局で受け取ってください。

議長 　はい、それでは、第4号議案の「あっせん申し出」の「買いたい」という申し出につきましては、事務局の説明は終わりました。

　あっせん申し出の「買いたい」の申し出につきましては、農地の場所は、上西地域ということでありますので、地区担当委員の9番、脇田委員と、あっせん申し出者と同じ安納地域担当委員の、私にお願いしたいということであります。

　この申し出者の方は、安納地域にお住いの方であります。地区外に農地を持っていらしゃいまして、この買いたいという土地が、この方の農地を挟んでいる状態でありました。所有者の方は、もう亡くなられてまして、奥様の方も高齢で耕作できないということでありまして、是非ここを買って、耕作を拡大したいというものです。

　そういうことでありますので、あっせんを依頼されました地区担当委員の9番委員には、ご苦労様ですが、一緒に、あっせんにご対応いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

9番 　はい、分かりました。

議長 　はい、それでは、続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　はい、ご説明をいたします。議案第5号「農地利用集積計画」①利用権の設定と①利用権の設定(追加)分です。資料は、1-1ページをお開きください。

　まず、①利用権の設定についての、期間が、平成25年3月1日から平成27年2月28日までの2年間です。地目・畑、面積661㎡、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

　その次であります。期間が平成25年3月1日から平成28年2月29日までの3年間、地目・田、面積2,055㎡です。利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者の数1人です。

　3番目であります。期間が平成25年3月1日から平成30年2月28日までの5年間、地目・田、面積3,500㎡と地目・畑9,518㎡、合計13,018㎡、利用権の設定をする者の数4人、利用権の設定を受ける者の数3人です。

その下であります。期間が、平成25年3月1日から平成31年2月28日までの6年間、地目・畑、面積21,320㎡、利用権の設定をする者4人、受ける者4人です。

その次であります。期間が平成25年3月1日から平成35年2月28日までの10年間、地目・畑、面積8,260㎡です。利用権の設定をする者の数3人、利用権の設定を受ける者の数3人で、うち、1件は、更新分です。

内容については、1-2ページから1-20ページをご覧ください。

次に①利用権の設定（追加）分です。1-1ページをお開きください。

期間が、平成25年3月1日から平成31年2月28日の6年間です。地目畑・面積2,776㎡、利用権の設定をするもの2人、受けるものの数2人です。

内容については、1-2ページから1-4ページをご覧ください。

以上、全ての計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より、第5号議案、「農用地利用集積計画の意見の聴取について」の「①利用権の設定」についてと「①利用権の設定（追加）」についての詳しい説明がありました。先ず、「①利用権の設定」の整理番号1番の方から順次、担当委員から補足説明があればお願いいたします。

2番 　はい、2番です。「①利用権の設定」についての、整理番号の1番につきまして、私の担当地区でありますので説明させていただきます。利用権を設定する者は、国上地域在住の方で、利用権を設定を受ける者は、伊関、沖ヶ浜田地区在住の認定農家の方です。今回の賃借権は、国上字鮮水〇〇〇番1〇〇〇1、〇〇〇1の3筆で、台帳・現況地目とも田であります。このうち、〇〇〇1と〇〇〇番1は1筆となっております、字図上は3筆ですが、現状は、2筆の田であります。合計面積は、2,055㎡となっております。現地は、桜園集落内の旧商横の、一角になりまして、道路沿いでもありますし、乾田であります。以上、取得に当たっては問題はないものと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

3番 　はい、3番です。次の、整理番号2番について、ご説明いたします。この農地の所在は、西之表市振興公社が平張りハウスを建てている石堂地区の南側にあります。利用権を設定する者は、奥さんも身体が悪く手術もされ、畑もできない状況です。また、ご主人も高齢で体も丈夫でなく、農業を縮小しようとするものです。利用権の設定を受ける者は、私と同じ集落の、隣人になりますが、認定農家であります。繁殖牛も17頭くらい飼育され、普通作との複合経営のしっかりした農家であります。利用権の設定を受ける者の、夫は、サラリーマンでありましたが、昨年7月に、仕事を退職され、農業に参入されまして、労力的にも余裕がでてきたということです。そういうことで、この土地を5年間賃借して、経営の拡大を図ろうとするものです。以上、この申請につきましては、何ら問題はないものと考えます

5番 　はい、5番です。次の、整理番号3番及び4番について、ご説明いたします。3番及び4番につきましては、相互に関連しており、西之表市農業振興公社を通じての円滑化事業による、貸し借りであります。現地は、飼料畑でしたが、設定を受ける方が、粗飼料畑が大いに必要なことから、10a当たり8,000円、全体を40,000円で、6年間の賃貸借しようとするものであります。

この利用権を設定する方につきましては、先月も別の案件で申請されておりますが、脳梗塞を患いまして、なかなか体調が回復しないことから、農業を廃止したいということから、借手を求めているものであります。特に、問題はないのではないかと思います。委員の皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 　はい、それでは、次は番号5番の順番であります。利用の設定を受ける者が、2番委員になっておりまして、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限に該当いたします。そこで、この案件につきましては、一番、最後に審議することにししたいと思います。ご異議はございませんか。【異議なしの声あり。】

はい、それでは、ご異議がないということでありますので、次の6番に入ります。担当委員の補足説明を求めます。

8番 　はい、8番です。次の、整理番号6番から8番について、ご説明いたします。まず、6番につきましては、ページの1-8ページをお願いいたします。

これは、武部地内の畑です。現和字満平〇〇〇番1、畑、793㎡。年7,000円で、10年間賃貸するという事です。現和の茶工場跡付近にある農地で、借人の家の真上にあります。借人は、担い手農家の方で、今、この畑にビニールハウスの補助を受けて、30坪のハウスを2基建てております。安納芋の苗をおろしております。貸人との関係は、従兄弟ということでありました。2月13日に、双方確認をしておりま

次に、整理番号7番と8番について、ご説明いたします。7番と8番は相互に関連しております。西之表市農業振興公社を通じての、農地円滑化事業による貸借であります。畑は、同じく、現和、武部地内の畑です。借人は、市農業公社に勤めるかたわら、畜産を営んでおります。生産牛10頭を育成し、機械もトラクター2台、田植え機1台等揃っております。貸借につきましては、問題はないものと判断いたします。

9 番 はい、9番です。次の、整理番号9番から12番について、2月15日に現地調査を実施いたしましたので、ご説明いたします。まず、9番につきましては、借人立会いの下に現地を確認いたしました。貸人につきましては、85歳の高齢のため、電話で確認しております。借人は手広く酪農を営む農業生産法人で、現地には、牧草、イタリアンが植えられ、手入れもよくされておりました。何の問題もないと考えます。

次の、整理番号10番について、ご説明いたします。これは、更新分であります。これは、2か所に分かれて、3筆の土地であります。3,554㎡の畑1筆には、サトウキビが植えられ、もう一か所の2筆、これは割畑になっておりますが、フリーシアが植えられておりました。2か所とも、手入れが行き届いておりました。利用権を設定するものは、鹿児島市に在住ということで、電話で確認しております。現地調査の結果、申請通り、相違はございませんでした。

次に、整理番号11番と12番につきましては、11番と12番は相互に関連しております。西之表市農業振興公社を通じての、農地円滑化事業による貸借であります。

借人立会いの下、現地調査を実施いたしました。現地には、ジャガイモが植えつけられ、芽が少し出ている状態でありました。草の一本もなく、きれいに整備されておりました。以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

12 番 はい、12番です。次の、整理番号13番から14番について、ご説明いたします。まず、13番につきましては、利用権を設定する者が、79歳の安納地域に居住する方で、設定を受ける者が、〇〇〇農業生産法人で、認定農家であります。安納芋を主体に生産する、しっかりした農業生産法人であります。2月15日に、設定を受ける者の立会いで、現地確認を実施しました。

2筆、面積、4,170㎡を年、58,000円で、5年間の賃貸契約です。

次の、整理番号14番について、ご説明いたします。14番の土地につきましては、15日に、現地調査を実施いたしました結果、申請通り、相違はございませんでした。貸人は、住吉地域にお住いの63歳の方であります。借人は、番号2番で説明のあった方と同じ認定農家であります。畑の面積は、2,439㎡となっておりますが、現状は、中土手で2枚に区切られた畑で、高低差もあり、植栽面積は、台帳面積よりは少ないものと見受けられました。10aあたり10,000円で、5年間の賃貸借であります。

13 番 はい、13番です。「①利用権の設定」の最後になります、整理番号15番について、ご説明いたします。15番につきましては、利用権を受ける者は、先程の9番の方と同じ、酪農を手広く営む生産法人の方であります。面積が、1,924㎡、場所は牧之峯地区にあります。真っ平らな土地で、イタリアングラスが植えられておりました。1回は、きれいに刈り取られておりました。双方確認の結果、申請通り、相違はございませんでした。

議長 それでは、次に、「①利用権の設定（追加）」についてご説明をお願いいたします。

3 番 はい、3番です。次に、「①利用権の設定（追加）」整理番号1番及び2番について、ご説明いたします。1番及び2番につきましては、相互に関連しており、西之表市農業振興公社を通じての貸し借りであります。1番の土地につきましては、中西集落の方が、今まで借りて耕作をされていたところですが、高齢のため農業を廃止するというので返還されたため、今回、円滑化事業により、今年川地区の認定農家の方に貸し付けするものです。現地は、甘藷を収穫した後で、現在、何も作られておりませんが、借人は、サトウキビを作りたいということであります。借人の方は、ハーベスターを用いながらサトウキビを手広く経営しております、この貸借につきましては、別に問題はないものと判断しております。以上であります。

議長 はい、ただ今、①利用権の設定の、整理番号5番を除く、整理番号1番から15番及び①利用権の設定（追加）の整理番号1番から2番につきまして、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。皆さんのご意見を求めます。発言のある方は挙手をもって、意見をお願いいたします。
【異議なしの声あり】

2 番 はい、2番です。「①利用権の設定」の、様式2の11番の「利用権を設定する者」の氏名ですが、「和浩」の字が違っていると思いますが。「和治」が本当だと思いますが、如何でしょうか。

事務局 はい、議長。誠に申し訳ございません。1-14の利用権の設定をする者の氏名欄にありますように、「和治」が本当でありますので、ご訂正方をお願いいたします。、

議長 はい、それでは1-14の通り、訂正方、よろしくをお願いいたします。それでは、他に、質疑、ご意見はございませんか。
【異議なしの声あり】

はい、ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決します。①利用権の設定の、整理番号5番を除きました、整理番号1番から15番及び①利用権の設定（追加）の整理番号1番から2番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

全員の賛成でありますので、第5号議案①利用権の設定の、整理番号5番を除きました、整理番号1番から15番及び①利用権の設定（追加）の整理番号1番から2番につきましては、原案のとおり承認し、意見を市長に送付いたします。

議長 それでは、続きまして、次に①利用権の設定の整理番号5番について審査をいたします。農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限の規定に基づき、整理番号5番の審査の間、2番の日笠山委員の退場を求めます。

（2番 日笠山委員 退場）

議長 それでは、①利用権の設定、整理番号5番につきまして、担当委員から補足説明をお願い致します。

6 番 はい、6番です。①利用権の設定、整理番号5番につきまして、ご説明いたします。

利用権を設定する者は、国上、寺之門地区にお住いの79歳の方であります。利用権の設定を受ける者は、同じく国上、野木之平地区にお住いの、49歳の認定農家の方です。資料は、1-7ページをお願いいたします。字は〇〇〇です。場所は、桜園地域の〇〇〇跡になります。面積は、4,995㎡になっておりますが、3筆のうち、1筆は荒れて耕作できない状態であります。そのうちの3,500㎡を、10a当たり11,000円で5年間賃貸しようとするものであります。

貸人、借人双方確認し、現地調査も実施いたしましたが、申請通り相違はございませんでした。

議長 ただ今、整理番号5番について、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。
【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決します。①利用権の設定、整理番号5番につきまして原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
（全員挙手）

はい、全員の賛成でありますので、第①利用権の設定、整理番号5番につきまして、原案のとおり承認し、意見を市長に送付いたします。
ここで、2番 日笠山委員の入場を認めます。

(2番 日笠山委員 入場)

続きまして、第6号議案、「委員辞職の同意を求める件」についてを議題といたします。

議長 これにつきましては、平成25年2月12日付けで、1番、小倉委員から、平成25年2月18日をもって、西之表市農業委員会委員の職を辞職したい旨の辞職願が提出されており、農業委員会等に関する法律第16条の規定により、農業委員会の同意を求めるものであります。

これにつきましては、皆様ご承知の通り、議員改選に伴うものでありますので、ご理解いただきたいと思います。それでは、これから採決に入ります。農業委員会等に関する法律第16条の規定により、1番、小倉委員の辞職に同意される方は、挙手をお願いいたします。【賛成多数】

議長 賛成、多数であります。よって、1番、小倉委員の農業委員辞職は、承認されました。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いいたします。

①事務局から、平成25年3月行事予定について説明。

3番 3番委員から
①鳥獣被害対策狩猟免許(わな猟)講習料への市補助の要望について
②市農業振興公社が行う土壌診断手数料の全額無料化への要望について
③TPP参加反対要請書の提出について
の提案があり、総会で議決し、関係団体へ要望することが決定された

議長 その他、意見はございませんか?..... (その他、委員の意見はなし。)
それでは、以上をもちまして平成25年2月定例総会を終了します。大変、ご苦労様でした。

平成25年2月18日

会 長 日高 仙三

3 番 橋口好文

5 番 長田 實美

